

令和9年度 保育施設等利用案内



大和町イメージキャラクター アサヒナサブロー

【問合せ先】

大和町役場 子ども家庭課 保育支援係

〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL:022-345-7503（直通）FAX:022-345-7240

ホームページ <https://www.town.taiwa.miyagi.jp>

< も く じ >

1. 利用できる施設について	1
2. 認定について	2
・利用のための認定（教育・保育給付認定）について	2
・保育必要量（利用可能時間）について	3
・無償化のための認定（子育てのための施設等利用給付認定）について	3
・利用可能時間のイメージ	3
3. 保育施設の利用について（2・3号認定）	4
・利用手続きについて	4
・認定と利用の申込に必要な書類	5
・入所保留（待機）となった場合について	7
・利用の決定方法等	7
・障がい児保育事業（加配保育）について	7
・慣らし保育について	7
・留意事項	7
・保育所等利用料と副食費の減免について	8
・保育所等利用料基準額表	9
・保育施設の情報（認可保育所・事業所内保育・小規模保育）	10
・保育施設の情報（認定こども園（2・3号認定））	11
4. 教育施設の利用について（1号認定）	12
・利用手続きについて	12
・食材料費の実費徴収について	12
・預かり保育について	12
・教育施設の情報（認定こども園（1号認定））	13
5. 認定の変更・家庭状況の変更・退園等について	14
6. 広域利用について	15
・大和町外の施設の利用を希望する場合（1号認定）	15
・大和町外の施設の利用を希望する場合（2・3号認定）	15
・大和町から転出後に大和町の施設を引き続き利用したい場合	15
7. よくある質問	16
・利用申込について	16
・保育施設の利用継続について	17
・町外からの申込・町外施設の利用（広域利用）について	17
・利用時間について	18
・保育所等利用料について	18
・認定変更について	18

8. 施設一覧		19
・大和町もみじヶ丘保育所		19
・杜の丘保育園		20
・たいわっこ保育園		21
・バイリンガル保育園吉岡		22
・バイリンガル保育園杜の丘		23
・菜の花こども園		24
・大和すぎのこども園		25
・すみれの花こども園		26
・みやの森こども園		27
・もみじが丘幼稚園		28
・大和町保育所等利用調整基準		29
9. 大和町病児・病後児保育施設のご案内		31

1. 利用できる施設について

大和町では保育施設（認可保育所・小規模保育所・事業所内保育所・認定こども園（保育部分））と、教育施設（認定こども園（教育部分））があります。

各施設類型の特徴などは次のとおりです。

＜保育施設等の種類について＞

	施設類型		特 徴	対象年齢	必要な認定
保 育 施 設	認可保育所（園）		保護者の就労や病気などの理由により家庭で児童の保育が出来ないとき、家庭に代わって保育を実施する児童福祉施設です。	0 歳から 就学前	2・3 号認定 (保育認定)
	小規模保育事業所		少人数（19 人以下）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う施設です。	0 歳から 2 歳児まで	
	事業所内保育所（地域枠）		事業所の従業員のお子さんを対象として保育を行う施設ですが、地域枠として大和町のお子さんの受入も行っています。 その他の特徴は、小規模保育事業所と同様です。	0 歳から 2 歳児まで	
	認定こども園 (保育部分)	幼保連携型	教育・保育を一体的に行い、保育所の機能と幼稚園の機能をあわせ持つ施設です。	0 歳から 就学前	
		幼稚園型	満 3 歳以上のお子さんについては、保護者の就労等の状況が変わっても、利用のための認定を変更することで、通い慣れた園を継続して利用できます。	3 歳児から 就学前	
教 育 施 設	認定こども園（教育部分）		保護者の就労状況等に関らず利用が可能で、幼児教育を行います。 預かり保育が利用できます。 その他の特徴は認定こども園(保育部分)と同様です。	満 3 歳から 就学前	1 号認定 (教育認定)

2. 認定について

■ 利用のための認定（教育・保育給付認定）について

保育施設等を利用するためには、事前に大和町から認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

認定区分	児童の 年齢	保育の 必要性	保育の必要量	保育所等利用料		利用できる施設	申込先
				保育料	食材料費		
1号認定 (教育認定)	満3歳児以上	なし	なし	無	有	認定こども園 (教育部分)	利用希望施設
2号認定 (保育認定)	3歳児以上	あり	保育標準時間 保 育 短 時 間	無	有	認可保育所 認定こども園 (保育部分) 小規模保育所 事業所内保育所	子ども家庭課
2号認定 (保育認定)	満3歳			有	無		
3号認定 (保育認定)	3歳未満						

<保育認定の事由>

保育施設を利用できる児童は、大和町に住所があり、保護者が下記のいずれかの事由に該当し保育の必要性があると認められる方です。

就 労	児童の保護者が月64時間以上仕事をしている場合 ・入所日時時点で育児休業中の場合は、入所日から1か月以内の復職が必要 例) 4月1日入所 ⇒ 5月1日までに復職
妊娠・出産	児童の母が出産前後の場合 ・出産予定日を基準として、産前8週前（多胎児の場合は産前14週前）と産後8週後を経過する日が属する月の末日まで
疾病・障害等	児童の保護者が病気や負傷等の疾病、または心身に障がいがある場合
介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、疾病が長期にわたっている人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、月64時間以上保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっている場合
災害復旧	震災、風水害、火災等その復旧にあたっている場合
求職活動	児童の保護者が求職活動中の場合（起業準備を含む） ・新規入所の場合→入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで ・保育施設を利用中の場合→退職日の翌日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	児童の保護者が月64時間以上就学している場合
虐待やDVのおそれがある場合	
既に保育施設を利用している児童の母が出産し育児休業を取得した場合 ・原則、出生児童が満1歳に達する日の前日まで ・出生児童が満1歳に達する日の前日時点で最終学年（5歳児）である児童の場合は、年度末まで ・待機となり育児休業を延長した場合は、満1歳到達後も育児休業の延長期間内のみ継続利用が可能とする	
その他、上記に類する状態として町が認める場合	

■ 保育必要量（利用可能時間）について

保育認定区分により保育の必要量（施設の利用時間等）が異なり、勤務時間や通勤時間等保育を必要とする時間に応じて利用ができます。※保育時間外の利用は延長保育（料金別途負担）となります。

(1) 保育標準時間（保育時間最大 11 時間まで）：原則保護者の就労時間が月 120 時間以上

(2) 保育短時間（保育時間最大 8 時間まで）：原則保護者の就労時間が月 64 時間以上 120 時間未満

※ 保育を必要とする事由等が父母でそれぞれ異なる場合は、保育必要量は少ない方に合わせます。

※ 月 120 時間未満であっても、正当な理由（通勤時間の都合等）がある場合は、申出により標準時間認定を受けることも可能です。

※ 保育を必要とする事由が就労以外の方は、P29 を参照してください。

■ 無償化のための認定（子育てのための施設等利用給付認定）について

認定こども園（教育部分）を利用しながら教育時間終了後に保育を必要とする場合、事前に認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けると無償化の対象となります。認可保育所や認定こども園を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」と区別するために、「子育てのための施設等利用給付認定」の認定区分を「新 2 号認定」または「新 3 号認定」と表記します。

区 分	対 象 者
新 2 号認定	3 歳以上（年少クラス以上）・保育の必要性有
新 3 号認定	0 歳児～満 3 歳児・保育の必要性有・住民税非課税世帯

※ 申込先は利用する施設となります。

※ 預かり保育については P12 を参照してください。

■ 利用可能時間のイメージ

認定区分・保育必要量ごとの利用可能時間はおおむね次のようになります。

	7:15	8:15	9:00	14:00	16:15	18:15	19:15
保育短時間認定 (2・3 号認定)	延長保育	保育短時間認定（最大で 8 時間）				延長保育	
保育標準時間認定 (2・3 号認定)			保育標準時間認定（最大で 11 時間）				延長保育
教育認定 (1 号認定)	預かり保育		教育標準時間認定 (各施設の設定時間)		預かり保育		

※ 実際の開園時間は施設によって異なります。P10・P11 を参照してください。

3. 保育施設の利用について（2・3号認定）

■ 利用手続きについて

（1）申込から利用決定までの流れ

	第1回利用調整	第2回利用調整	第3回利用調整	年度途中 (令和9年5月以降入所)
受付期間	令和8年10月1日(木)～ 令和8年10月30日(金)	令和8年11月2日(月)～ 令和9年2月10日(水)	令和9年2月17日(水)～ 令和9年3月10日(水)	下記(2)のとおり
	月曜日から金曜日（ただし祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分			
受付場所	大和町役場 子ども家庭課（杜の丘出張所では受付できません。）			
利用調整枠	新規受入可能枠の9割程度	新規受入可能枠の残り1割程度＋第1回目の辞退枠	第2回目までの辞退枠	年度途中の空き枠（随時）
内定通知 または 保留通知の送付	令和8年12月下旬 内定の場合：郵送 保留の場合：郵送	令和9年2月中旬 内定の場合：郵送 保留の場合：郵送	令和9年3月中旬 内定の場合：電話 保留の場合：郵送	申込締切後各月中旬 内定の場合：電話 保留の場合：郵送
内定者 面談	令和9年1月中旬頃までに 内定施設において実施	令和9年2月下旬頃までに 内定施設において実施	令和9年3月下旬頃までに 内定施設において実施	利用開始前月下旬頃までに 内定施設において実施
承諾書 及び 支給認定 通知書の 送付	令和9年1月下旬～ 2月上旬	令和9年3月上旬	令和9年3月下旬	利用開始前月下旬

（2）年度途中（令和9年5月以降利用開始）の受付期間一覧

利用開始日	受付期間	利用開始日	受付期間
5月1日	3月17日(水)～4月9日(金)	11月1日	9月17日(金)～10月8日(金)
6月1日	4月16日(金)～5月7日(金)	12月1日	10月15日(金)～11月10日(水)
7月1日	5月14日(金)～6月10日(木)	1月1日	11月17日(水)～12月10日(金)
8月1日	6月17日(木)～7月9日(金)	2月1日	12月17日(金)～1月7日(金)
9月1日	7月16日(金)～8月10日(火)	3月1日	1月14日(金)～2月10日(木)
10月1日	8月17日(火)～9月10日(金)		

■ 認定と利用の申込に必要な書類

・全員提出書類

	必 要 書 類 等	備 考
①	教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等利用申込書	
②	個人番号（マイナンバー）記入用紙	同居者全員が記入対象（利用希望児童含む）
③	家庭状況等調査表	
④	保育を必要とする状況を確認する書類 ・就労証明書（自営業・農業・役員・代表者等も含む） ・保育を必要とすることの申告書（妊娠・出産・疾病・障害等・介護・看護・求職活動・就学に該当する方）	保護者と、 <u>高校生を除く18歳以上65歳未満の同居者（祖父母等）が対象</u> （世帯分離をしても同じ家屋に居住している場合は同居とみなします）
	＜自営業・農業・役員・代表者等の場合＞ ・直近 3 か月以内の事業収入が確認できる帳簿や、請求書や納品書、請負契約書等、事業の実態を客観的に確認できる書類 ・開業届（開業してから3か月以内の場合に限る）のいずれかの写し一点	就労証明書に記載の <u>本人氏名と、代表者名が同一人物の場合のみ対象</u>
	＜妊娠・出産の場合＞ ・母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日の記載がある部分） ・就労証明書（就労されている方のみ）	就労証明書は、産前産後休業の取得期間、育児休業の取得期間が記載されているものが対象
	＜疾病・障害等の場合＞ ・診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害年金の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	
	＜介護・看護の場合＞ ・診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・介護保険被保険者証 ・特別児童扶養手当の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	
	＜就学の場合＞ ・在学証明書又は学生証（入学予定の方は合格通知書） ・時間割やカリキュラムのわかる書類 のいずれかの写し一点	
⑤	児童心身状況書	
	＜疾病やアレルギーがある場合＞ ・診断書や検査結果のわかる書類	
⑥	保護者の個人番号（マイナンバー）カードの両面の写し	<u>単身赴任等で別居中の保護者・保護者以外の生計の主宰者（祖父母等）も対象</u> （保育所等利用料の決定または副食費免除の判定のため、市町村民税課税情報の確認が必要となります）
	＜個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない場合＞ ・個人番号通知カードもしくは個人番号記載の住民票及び顔写真付の身分証明書の写し（運転免許証等）	
	＜顔写真付の身分証明書をお持ちでない場合＞ ・資格確認書や年金手帳など、その他官公署からの発行書類で「氏名と生年月日」または「住所と氏名」の記載があるもののいずれかの写し二点	

・該当する方のみ提出

	必 要 書 類 等	備 考
⑦	＜4～8 月入所申込の場合＞ 令和 8 年度市町村民税課税（非課税）証明書	令和 8 年 1 月 1 日時点で大和町に住民登録がない保護者（令和 8 年 1 月 1 日時点の住所地で発行）
	＜9～3 月入所申込の場合＞ 令和 9 年度市町村民税課税（非課税）証明書	令和 9 年 1 月 1 日時点で大和町に住民登録がない保護者（令和 9 年 1 月 1 日時点の住所地で発行）
⑧	・児童の戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・大和町母子・父子家庭医療費助成受給者証 のいずれかの写し一点	ひとり親世帯の方が対象（ひとり親世帯とは、父母が別居しており、かつ離婚が成立している場合に限り、離婚を前提に裁判・調停中で別居していても、母子世帯・父子世帯の対象とはなりません）
⑨	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当の受給が確認できる書類 ・障害年金の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	手帳等の交付を受けている方と保護者が生計を一にしている方が対象
	生計同一申立書	<u>手帳等の交付を受けている方が、保護者と世帯分離している場合は、手帳等の写しとあわせて生計同一申立書を提出</u>
⑩	・別生計であることの申立書 ・生活費が別々であることを証明する書類（生活費を保護者が負担していることがわかる書類）	父母が市町村民税非課税であり、祖父母等と同居していて生計を別にしている方が対象 月々支払っている金額の内訳や食費、光熱費の支払方法等が記載された申立書もしくは水道光熱費等を別々に支払っている領収証を提出
⑪	生活保護受給証の写し	生活保護世帯の方が対象
⑫	在園証明書	未就学のきょうだいが認可外保育所に入園している方が対象
⑬	・転入予定申立書 ・転入予定日が分かる書類	転入予定で申込の方が対象
	＜戸建て住宅を建築・購入した場合＞ ・売買契約書もしくは工事請負書の写し	
	＜賃貸物件に入居する場合＞ ・賃貸借契約書の写し	
	＜町内居住親族との同居する場合＞ ・同居予定申立書の写し	
⑭	その他事実を確認できる書類	町から指定があった方のみ対象

・入所申込に必要な書類が全て揃ってから受付けとなりますので、余裕をもってご準備ください。

・就労証明書や市町村民税課税（非課税）証明書等、外部から発行される書類の有効期間は発行日から**3 か月**です。申請時点で有効期間内のものをご提出ください。

・消えるタイプの筆記用具では記入しないでください。（シャープペンシル、摩擦熱で消えるペンなど）

■入所保留（待機）となった場合について

- ・利用調整の結果、定員に空きがない等の理由で待機となった場合、入所保留（待機）通知を送付します。年度内は申込の取下が無い限り翌月以降も利用調整の対象となりますが、入所保留通知は初回のみ送付します。
- ・2回目以降の利用調整については、利用内定となった場合のみ電話で連絡します。（以降の流れについてはP4参照）
- ・入所保留通知後に現在の待機状況の証明が必要な場合は、別途子ども家庭課へ申込が必要です。

■利用の決定方法等

- ・利用調整基準（P29・30参照）に従い、入所児童選考会議において提出していただいた書類の審査を行い、保育を必要とする程度の高い児童から利用を内定します。内定後、保育施設との面談を行います。
- ・保育施設との面談の結果、施設がお子さんを安全に保育ができると判断した後に入所決定となります。面談の結果によっては入所できない場合がありますので、ご承知いただくとともに、**申込の際はお子さんの持病・アレルギー等の情報は漏れなく記載してください。**
- ・定員に空きがない場合や利用希望者が多数の場合、待機となる場合があります。あらかじめご了承ください。

■障がい児保育事業（加配保育）について

- ・発達の違いや障がいなどがあり集団保育生活に配慮が必要な児童について、発達状況を踏まえながら集団生活の中での成長を支援するため、専属の保育士を配置し対応しております。加配保育を希望される方は、事前に見学・相談を行っておりますので、希望施設または子ども家庭課・担当保健師へご連絡ください。

■慣らし保育について

- ・新規利用の児童は、利用開始日から数日間は慣らし保育を行うため、早めの降所になります。慣らし保育は個人によって差があるため、必要日数は保育施設と相談のうえ決定しますので、保護者の復職日等は慣らし保育期間を踏まえてあらかじめ調整願います。なお、慣らし保育期間中も保育所等利用料は発生します。

■留意事項

- ・申込は締切日必着です。期日までに提出書類が整わない場合、利用調整の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・私的理由により長期欠席する場合、その期間についても保育所等利用料が発生します。なお、2か月を超えて長期欠席する場合は、原則退所となります。
- ・利用決定後または利用中に、申込書類の内容が事実と異なることが判明した場合には、保育所等を退所となります。
- ・利用申込後、申込内容に変更が生じた場合は、その都度必ず届出が必要です。

例）会社等を退職した、離婚または婚姻した、就労内容に変更があった場合等

- ・公平性を保つため、**年1回保育を必要とする状況を確認する書類（現況届）を提出する必要があります。**なお、提出された書類の記載内容について、必要に応じて町職員が発行元に確認する場合がありますのでご承知願います。

- ・**下記に該当する場合は、継続的な保育所の利用ができなくなりますのでご注意ください。**

① 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

※ 保護者の就労時間が月64時間未満の場合や、「求職活動中」の方で支給認定期間内に、認定要件を満たした「就労証明書」が提出できない場合等

② 保護者の就労状況が不明確な場合

■ 保育所等利用料と副食費の減免について

(1) 保育所等を利用する場合に発生する利用者負担

「0～2 歳児クラスのお子さんの保育所等利用料」及び「3～5 歳児クラスのお子さんの副食費の免除」については、主にお子さんが属する世帯の市町村民税所得割額を基に決められます。

(2) 保育所等利用料の算定方法

① 算定対象者について

保育所等利用料や副食費の免除対象者については保護者の市町村民税所得割額を基に算定しており、次の扶養親族を算入対象とします。

 祖父母等と同居していない場合	 祖父母等と同居している場合 (住民登録がない場合や世帯分離の場合も同居とみなします)	
父・母・事実婚の父母（保護者）の市町村民税所得割額の合計で算定します。	 父母が課税の場合	 父母が非課税の場合
	父・母、事実婚の父母（保護者）の市町村民税所得割額の合計で算定します。	祖父母等同居者の中で最も収入が高い方の市町村民税所得割額で算定します。

※  の場合であっても、祖父母等と子どもが属する世帯で生計が別である場合は、「別生計であることの申立書」に「生活費が別々であることを証明する書類」を添付して提出していただくことで、祖父母等を算入対象としません。

② 未申告・修正申告等

- ・税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育所等利用料は最高階層の金額に決定する場合があります。（申告により課税額が確定した場合は遡って保育所等利用料を算定します。）
- ・修正申告等により、課税額が変更となった場合は、変更日の属する月の翌月分から保育所等利用料が変更されますので、必ず子ども家庭課または保育施設へ申し出てください。

(3) 保育所等利用料及び副食費の算定対象時期

前期分（4 月分～8 月分まで）と後期分（9 月分～3 月分まで）で課税年度を分けて決定しますので、前期と後期では保育所等利用料や副食費の免除対象が変わることがあります。令和 9 年度の保育所等利用料の算定対象年度は次のとおりです。

対象月	算定根拠となる税
前期分（4 月分～8 月分）	令和8年度市町村民税所得割額（令和7年1月1日～12月31日の収入）
後期分（9 月分～3 月分）	令和9年度市町村民税所得割額（令和8年1月1日～12月31日の収入）

(4) 副食費の免除について

3～5 歳児クラスのお子さんは、食材料費の実費負担が発生します。（主食費+副食費）

以下のいずれかに該当する児童は、副食費の負担が免除されます。副食費の免除対象者へは、別途通知します。

収入が一定額以下の方	多子世帯の方
年収 360 万円未満相当世帯（市町村民税所得割額 57,700 円未満、ひとり親世帯等は市町村民税所得割額 77,101 円未満）の児童 ※（2）①と同じ算定方法で判定されます。	第 3 子以降の児童 （同一世帯の第 1 子と第 2 子が未就学の場合）

■ 保育所等利用料基準額表

【 月額／円 】

階層区分	定義		認定区分	
			保育標準時間	保育短時間
第 1 階層	生活保護世帯、里親等		0	0
第 2 階層	第 1 階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0
第 3 階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	12,000 円未満	10,000	9,800
第 4 階層		12,000 円以上 24,000 円未満	15,000	14,700
第 5 階層		24,000 円以上 48,600 円未満	19,000	18,600
第 6 階層		48,600 円以上 77,101 円未満	24,000	23,500
第 7 階層		77,101 円以上 97,000 円未満	30,000	29,400
第 8 階層		97,000 円以上 124,000 円未満	37,000	36,300
第 9 階層		124,000 円以上 169,000 円未満	44,000	43,200
第 10 階層		169,000 円以上 211,200 円未満	49,000	48,100
第 11 階層		211,200 円以上 301,000 円未満	54,000	53,000
第 12 階層		301,000 円以上 350,000 円未満	57,000	56,000
第 13 階層		350,000 円以上 397,000 円未満	60,000	58,900
第 14 階層		397,000 円以上	63,000	61,900

- 1 階層区分は、4 月から 8 月は前年度分の市町村民税、9 月から翌年 3 月は当年度分の市町村民税により決定する。
- 2 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用しない（子どもの父母及び当該子どもの父母と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。）額とする。
- 3 保育所等利用料は、子どもの父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合がある。
- 4 保育所等利用料の多子軽減については、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等（保育所以外は在園証明書等の提出が必要）を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は上記の保育所等利用料の半額とし、第 2 階層の 2 人目と 3 人目以降については 0 円とする。（いずれも 10 円未満の端数は切り捨て、給付単価を限度とする。）ただし、市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満（その世帯がひとり親世帯、または同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害者基礎年金等証書等の交付を受けている者）・その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町が認めた世帯）（以下「ひとり親世帯等」という。）については 77,101 円未満）である場合について、上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。
- 5 その他の保育所等利用料の軽減措置として、ひとり親世帯等の子どもについては、市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の保育所等利用料については、子ども・子育て支援法施行規則第 4 条に規定する保育料の認定区分が保育標準時間の場合は 5,000 円とし、保育短時間の場合は 4,900 円とし、第 2 子以降は 0 円とする。その場合、ひとり親世帯等は戸籍謄本、その他の場合はその内容を確認できるものの写しの提出が必要となる。
- 6 この保育所等利用料のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収・上乗せ徴収の負担が生じる場合がある。

※保育料の試算は、本人確認ができるもの（個人番号（マイナンバー）カードや、運転免許証等）を持参のうえ、子ども家庭課までお越しください。また、算定対象となる保護者の来庁が難しい場合は、保育所等利用料の試算に関する委任状が必要です。なお、大和町で課税されていない方については、市町村民税課税（非課税）証明書の写しを持参してください。

■ 保育施設の情報 （認可保育所・事業所内保育・小規模保育）

区分		認可保育所		地域型保育事業（町の認可事業）							
				事業所内保育事業		小規模保育事業（A 型）					
施設名称		大和町もみじヶ丘 保育所		杜の丘保育園		たいわっこ保育園		バイリンガル保育園 吉岡		バイリンガル保育園 杜の丘	
設置主体		公立（大和町）		社会福祉法人 宮城愛育会		社会福祉法人 まほろば		カラマンディ 株式会社		カラマンディ 株式会社	
住所		もみじヶ丘三丁目 32 番地の 1		杜の丘一丁目 13 番地内		吉岡まほろば二丁目 2 番地の 4		吉岡字古館 67 番地		杜の丘一丁目 11 番地の 6	
電話		022-358-8555		022-347-4711		022-779-7787		022-341-1652		022-779-6107	
設置日		平成 5 年 4 月 1 日		平成 27 年 4 月 1 日		平成 28 年 4 月 1 日		平成 29 年 4 月 1 日		平成 29 年 4 月 1 日	
職員体制		所長・副所長・ 主任保育士・ 保育士・栄養士・ 調理員・業務員		園長・主任保育士・ 副主任保育士・ 保育士・栄養士・ 調理員		園長・主任保育士・ 保育士・栄養士・ 調理員・事務員		施設長・保育士・ 栄養士・看護師・ 調理員		施設長・保育士・ 栄養士・看護師・ 調理員	
利用定員		120 名		120 名		4 名（地域枠）		12 名		12 名	
対象児童		生後 6 か月～未就学児		生後 2 か月～未就学児		生後 4 か月～2 歳児		生後 2 か月～2 歳児		生後 2 か月～2 歳児	
開設時間		平日	7:00～19:00	平日	7:00～19:00	平日	7:30～19:00	平日	7:30～18:30	平日	7:30～18:30
		土曜	7:00～18:00	土曜	7:00～19:00	土曜	7:30～19:00	土曜	7:30～18:30	土曜	7:30～18:30
保 育 時 間	標 準	平日	7:00～18:00	平日	7:00～18:00	平日	7:30～18:30	平日	7:30～18:30	平日	7:30～18:30
		土曜	7:00～18:00	土曜	7:00～18:00	土曜	7:30～18:30	土曜	7:30～18:30	土曜	7:30～18:30
	短	平日	8:00～16:00	平日	8:00～16:00	平日	8:00～16:00	平日	8:00～16:00	平日	8:00～16:00
		土曜	8:00～16:00	土曜	8:00～16:00	土曜	8:00～16:00	土曜	8:00～16:00	土曜	8:00～16:00
延長 保育料		保護者の就労時間により、1 日 11 時間保育（保育標準時間）と 8 時間保育（保育短時間）に区分され、 上記の保育時間を越えての利用は以下のとおり別途延長料金がかかります。									
		1 時間:月額 2,000 円 2 時間:月額 4,000 円 以後 1 時間ごと 500 円ずつ加算 上限 5,000 円					30 分:月額 1,000 円 上限 5,000 円				
布団 リース代		月額 1,200 円		無料		無料		無料		無料	
おむつ 処分代		無料		無料		無料		無料		無料	
上乗せ 徴収		—		—		—		—		—	
一時 預かり		—		—		—		—		—	
給食		完全給食		完全給食		完全給食		完全給食		完全給食	
給食費 ※3 歳児 以上		主食費:月額1,000円 副食費:月額4,500円		主食費:月額1,000円 副食費:月額4,700円							
		※給食費については変動の可能性があります。									

※ 利用定員は継続児童を含めます。

※ 上記のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収の負担が生じる場合があります。

■ 保育施設の情報 （認定こども園（2・3号認定））

区分		認定こども園（保育部分（2・3号認定））									
		幼保連携型								幼稚園型	
施設名称		菜の花こども園		大和すぎのこども園		すみれの花こども園		みやの森こども園		もみじが丘幼稚園	
設置主体		社会福祉法人 たちばな会		社会福祉法人 柏松会		社会福祉法人 たちばな会		学校法人 たちばな学園		学校法人 おおとり学園	
住所		吉岡字館下 38 番地		吉岡字町裏 16 番地		吉岡まほろば一丁目 5 番地の 25		宮床字松倉 91 番地		もみじヶ丘二丁目 2 番地の 2	
電話		022-739-9056		022-344-0031		022-739-7263		022-346-2329		022-358-1414	
設置日		平成 25 年 4 月 1 日		平成 25 年 4 月 1 日		平成 31 年 4 月 1 日		平成 3 年 4 月 1 日		平成 4 年 4 月 1 日	
職員体制		園長・主幹保育教諭・ 保育教諭・栄養士・ 調理員・事務員		園長・副園長・ 主幹保育教諭・ 事務員・保育教諭・ 栄養士・調理員		園長・主幹保育教諭・ 保育教諭・栄養士・ 調理員・事務員		園長・副園長・教頭・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・事務員・ 環境整備員・ 栄養士・調理員		園長・主幹保育教諭・ 保育教諭・ 幼稚園教諭・業務員	
利用定員		90 名		120 名		90 名		140 名		15 名	
対象児童		生後 3 か月～未就学児		生後 2 か月～未就学児		生後 3 か月～未就学児		生後 3 か月～未就学児		満 3 歳児～未就学児	
開設時間		平日	7:00～19:00	平日	7:15～19:15	平日	7:00～19:00	平日	7:15～19:15	平日	7:30～18:30
		土曜	7:00～18:00	土曜	7:15～18:15	土曜	7:00～18:00	土曜	7:15～18:15	土曜	7:30～18:00
保育 時間 短	標準	平日	7:00～18:00	平日	7:15～18:15	平日	7:00～18:00	平日	7:15～18:15	平日	7:30～18:30
		土曜	7:00～18:00	土曜	7:15～18:15	土曜	7:00～18:00	土曜	7:15～18:15	土曜	7:30～18:00
	短	平日	8:00～16:00	平日	8:15～16:15	平日	8:00～16:00	平日	8:15～16:15	平日	8:00～16:00
		土曜	8:00～16:00	土曜	8:15～16:15	土曜	8:00～16:00	土曜	8:15～16:15	土曜	8:00～16:00
延長 保育料		保護者の就労時間により、1 日 11 時間保育（保育標準時間）と 8 時間保育（保育短時間）に区分され、 上記の保育時間を越えての利用は以下のとおり別途延長料金がかかります。									
		1 時間:月額 2,000 円 2 時間:月額 4,000 円 以後 1 時間ごと 500 円加算								月額 1,500 円	
		上限 5,000 円						上限 4,500 円			
布団 リース		月額 1,200 円		月額 1,200 円		月額 1,200 円		月額 1,200 円		各自持ち込み	
おむつ 処分代		月額 300 円		月額 400 円		月額 300 円		月額 300 円		保護者へ返却	
上乗せ 徴収		教育充実費 3歳以上児:月額1,000円		—		教育充実費 3歳以上児:月額1,000円		施設協力費・環境整備費・ 教育充実費 3歳以上児:月額6,000円 3歳未満児:月額4,000円		—	
一時 預かり		○		○		○		—		—	
給食		完全給食		完全給食		完全給食		完全給食		完全給食	
給食費 ※3 歳児 以上		主食費:月額2,100円 副食費:月額5,000円		主食費:月額1,000円 副食費:月額5,000円		主食費:月額2,100円 副食費:月額5,000円		主食費:月額2,700円 副食費:月額5,800円		主食費:月額1,020円 副食費:月額5,080円	
		※給食費については変動の可能性があります。									

※ 利用定員は継続児童を含めます。

※ 上記のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収の負担が生じる場合があります。

4. 教育施設の利用について（1号認定）

■ 利用手続きについて

保護者の就労等の利用条件はありませんので、ご希望の認定こども園へ直接申し込んでください。

■ 食材料費の実費徴収について

（1）食材料費について

食材料費（主食費＋副食費）の実費徴収があり、徴収金額は施設ごとに異なります。

（2）副食費の免除について

以下のいずれかに該当する児童は、副食費の負担が免除されます。副食費の免除対象者へは、別途通知します。

収入が一定額以下の方	多子世帯の方
市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯の児童 （P8（2）①と同じ算定方法で判定されます）	第3子以降の児童 （同一世帯の第1子と第2子が 小学校3年生以下 の 場合）

■ 預かり保育について

・施設により利用料金や実施時間等は異なりますが、普段の教育時間の前後や長期休業（夏休み期間等）に、保育施設と同程度の保育サービスを提供する「預かり保育」を実施しています。

・預かり保育は、1号認定の方は誰でも利用可能ですが、利用人数に上限がある場合があります。

・預かり保育を利用する際は、ご希望の認定こども園（教育部分）へ申込が必要です。

・保育を必要とする事由がある場合には、預かり保育利用料の無償化を受けるため、子育てのための施設等利用給付認定（P3 参照）の事前の申込が必要となりますので、利用施設を通じて子ども家庭課へ申込書類を提出してください。

・預かり保育利用料の無償化となる額は、1 か月の間で施設へ支払った金額と 1 日あたり上限 490 円×利用日数（月の上限 12,300 円）のどちらか少ない方となります。

＜無償化の金額参考例＞

	①利用日数	②利用金額 （日額の場合）	③施設へ支払った 額（①×②）	④無償化対象上限額 （490 円×①）	⑤無償化対象額 （③と④の低い方）
例 1	22 日	600 円	13,200 円	10,780 円	10,780 円
例 2	5 日	400 円	2,000 円	2,450 円	2,000 円

※上記の金額は参考例のため、具体的な料金等については利用施設へ直接お問合せください。

■ 教育施設の情報（認定こども園（1号認定））

区分	認定こども園（教育部分（1号認定））									
	幼保連携型								幼稚園型	
施設名称	菜の花こども園		大和すぎのこども園		すみれの花こども園		みやの森こども園		もみじが丘幼稚園	
設置主体	社会福祉法人 たちばな会		社会福祉法人 柏松会		社会福祉法人 たちばな会		学校法人 たちばな学園		学校法人 おおとり学園	
住所	吉岡字館下 38 番地		吉岡字町裏 16 番地		吉岡まほろば一丁目 5 番地の 25		宮床字松倉 91 番地		もみじヶ丘二丁目 2 番地の 2	
電話	022-739-9056		022-344-0031		022-739-7263		022-346-2329		022-358-1414	
設置日	平成 23 年 4 月 1 日		平成 25 年 4 月 1 日		平成 31 年 4 月 1 日		平成 3 年 4 月 1 日		平成 4 年 4 月 1 日	
職員体制	園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 栄養士・調理員・ 事務員		園長・副園長・ 主幹保育教諭・ 事務員・ 保育教諭・ 栄養士・調理員		園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 栄養士・調理員・ 事務員		園長・副園長・ 教頭・主幹保育教諭・ 保育教諭・事務員・ 環境整備員・ 栄養士・調理員		園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 幼稚園教諭・ 業務員	
利用定員	10 名		9 名		9 名		180 名		45 名	
対象児童	満 3 歳児～未就学児		満 3 歳児～未就学児		満 3 歳児～未就学児		満 3 歳児～未就学児		満 3 歳児～未就学児	
教育時間	平日	9:00～16:00	平日	9:00～13:00	平日	9:00～16:00	平日	10:00～14:00	平日	9:00～14:00
預かり 保育時間	早朝	7:00～9:00	早朝	7:15～9:00	早朝	7:00～9:00	早朝	7:15～8:30	早朝	7:30～8:30
	夕方	16:00～19:00	夕方	13:00～18:15	夕方	16:00～19:00	夕方	14:00～19:15	夕方	14:00～18:30
上乗せ 徴収	月額 1,000 円		—		月額 1,000 円		月額 6,000 円		—	
給食	完全給食		完全給食		完全給食		完全給食		選択制 (完全給食・希望給食)	
給食費	主食費:月額1,100円 副食費:月額3,300円		主食費:月額1,000円 副食費:月額4,500円		主食費:月額1,100円 副食費:月額3,300円		主食費:月額2,200円 副食費:月額4,900円		＜完全給食＞ 主食費:月額1,020円 副食費:月額5,080円 ＜希望給食＞ 施設へお問合せください	
	※給食費については変動の可能性があります。									

※ 利用定員は継続児童を含めます。

※ 上記のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収の負担が生じる場合があります。

5. 認定の変更・家庭状況の変更・退園等について

利用状況に変更が生じた場合は、利用されている施設へ届出をしてください。

全て事前の提出が必要です。（用紙は各施設で配布しております。）

変更内容	提出物	提出期日
1号認定から2号認定に変更する場合 ※申込時から状況が変わっている場合に限る。	・在園児 1号→2号変更用 教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等利用申込書 ・保育が必要であることを証明する書類	原則変更月の <u>前月 10 日まで</u> （翌月 1 日から適用）
2号認定から1号認定に変更する場合 ※申込時から状況が変わっている場合に限る。	・在園児 2号→1号変更用 教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等利用申込書	原則変更月の <u>前月 10 日まで</u> （翌月 1 日から適用）
保育必要量（標準時間・短時間）を変更する場合	・家庭状況等変更届 ・新たな認定事由を証明する書類	原則変更月の <u>前月 20 日まで</u> （翌月 1 日から適用）
認定の事由に変更があった場合 （求職活動・就労・妊娠出産等）	・家庭状況等変更届 ・新たな認定事由を証明する書類	変更となることが分かり次第 速やかに提出
保育の認定事由が有期の場合で、期間が更新となった場合	・家庭状況等変更届 ・新たな認定事由を証明する書類	変更となることが分かり次第 速やかに提出
保護者が結婚・離婚した場合	・家庭状況等変更届 ・結婚・離婚したことがわかる書類	変更となることが分かり次第 速やかに提出 （保育所等利用料は翌月適用）
住所の変更等、世帯状況に変更があった場合 （恒常的に変更する場合）	・家庭状況等変更届	変更となることが分かり次第 速やかに提出
退園する場合	・退園届	退所となることが分かり次第 速やかに提出
大和町外へ転出する場合	・退園届 ※転出後は原則退園です。 ※同じ施設に通いたい場合は必ず事前に子ども家庭課へ相談してください。 （P15 参照）	転出となることが分かり次第 速やかに提出

※ 特に求職活動は、保育の必要量（標準時間・短時間）が変更となりますので、退職してから申込するのではなく退職日が確定し次第、速やかに提出してください。

6. 広域利用について

■ 大和町外の施設の利用を希望する場合（1号認定）

利用希望施設へ直接申し込んでください。

■ 大和町外の施設の利用を希望する場合（2・3号認定）

大和町にお住まいの方が大和町外の保育施設を利用する（広域入所）ためには、大和町と保育施設のある市町村とで協議を行い、許可を受ける必要があります。

双方で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度限りとなりますので、次年度も利用する場合は再度申込が必要です。また施設所在地の住民の利用が優先となるため、毎年利用調整の対象となります。

（1）利用申込ができる方

大和町外の施設の利用を希望する場合、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・保護者の勤務地の都合により、大和町外の保育施設入所を希望する方
- ・里帰り出産により、大和町外の保育施設入所を希望する方
- ・大和町外から転入し、今まで通っていた施設の継続利用を希望する方

（2）利用する手続き

① 事前に希望の保育施設がある市区町村に、次の内容を確認してください。

- ・利用申込が可能かどうか（住民以外の利用申込を受付していない市町村もあるため、必ず確認してください。）
- ・希望する保育施設のある市区町村の申込締切日（大和町の期日と同じとは限りませんので必ず確認してください。）
- ・必要な申込書類や手続きに関する注意事項

② 子ども家庭課へ申込をしてください。大和町への申込期限はP4を参照してください。

■ 大和町から転出後に大和町の施設を引き続き利用したい場合

大和町から転出した場合、1号認定の方は継続利用が可能ですが、2・3号認定の方は原則退園となります。

ただし、下記に該当する方は転出後も継続して利用できる場合がありますので、必ず転出前に余裕を持って子ども家庭課へ相談してください。

※ 2・3号認定の方で継続して利用できる場合

- ・最終学年であり、卒園まで通園を希望する方
- ・大和町に待機児童がいなく、かつ利用希望施設の定員に余裕がある場合

7. よくある質問

■ 利用申込について

NO.	質問	回答
1	申込をすれば必ず入れますか？	希望施設に空きがない場合や、空き人数を超える申込数があった場合は、入れない可能性があります。
2	申込は早い方が有利ですか？	必ずしも先着順ではありません。 利用調整は、期限内に申込をされた方の中で保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に施設入所を決定します。
3	利用希望施設の欄は 10 施設すべて埋める必要がありますか？	無理に埋める必要はありません。 入所が決定した後に辞退をしないよう、<u>通う意思のある施設のみご記入ください。</u>
4	施設の事前見学をしていなくても申込はできますか？	可能ですが、保育方針や実費徴収額は施設により異なりますので、事前の見学をお勧めします。 なお、 加配保育を希望される方は、事前に希望施設または子ども家庭課・担当保健師へご連絡ください。
5	就労証明書が期日までに間に合いません。受付してもらえますか？	受付できません。 入所申込に必要な書類が全て揃ってから提出をお願いします。余裕をもってご準備ください。 また、就労証明書の有効期間は 発行日から3か月 としております。
6	祖父母と同居している場合、入所できませんか？	入所可能ですが、65歳未満の同居者がいる場合、その方が日常的に保育できないことが分かる書類（就労証明書等）の提出が必要です。提出がない場合は、利用調整で減点対象になります。
7	パートで働いていますが、正社員と比べると不利になりますか？	就労日数や就労時間での判断となりますので、雇用形態は利用調整に影響しません。
8	現在妊娠中ですが、出産前に申込はできますか？（妊娠中の子のための申込）	できません。 お子さんが生まれてからの申込となります。
9	きょうだいで申込をする場合、就労証明書は2枚必要ですか？	必要ありません。 就労証明書の保護者記載欄へ、該当児童全員の名前を記入してコピーを取り、原本を下のお子さんの申込書に、コピーを上のお子さんの申込書に添付してください。
10	申込の結果、入所できなかった場合は、毎月申込をする必要がありますか？	必要ありません。 申込をした年度内は、3月まで毎月利用調整を行います。ただし、翌年度の入所申込については改めて申込手続きが必要となりますのでご注意ください。（P7 参照） なお、就労状況が変わった場合や、入所の意思が無くなった場合等は再度手続きが必要となりますので、子ども家庭課へご連絡ください。
11	申込の結果、入所できず待機中ですが、育児休業延長のため再度待機の証明が必要な場合、発行してもらえますか？	入所保留（待機）通知の送付は初回のみですが、利用希望月以降の申込状況について確認を行い書面で通知することは可能ですので、子ども家庭課までご連絡ください。
12	園の空き状況は教えてもらえますか？	空き状況については、毎月下旬にホームページを更新し、最新の情報をお知らせしています。 また、新年度4月入所の空き状況については、2月上旬・3月上旬・3月下旬に更新予定です。

NO.	質問	回答
13	入所した後に、別の施設に転園することはできますか？	利用中の施設に退所届を提出し、転園の申込をすることができます。ただし、利用調整の結果、待機となる場合がありますのでよく検討してください。
14	単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？	単身赴任の場合でも、就労証明書等の提出は必要です。（P5 参照）
15	1号（教育）認定と2号（保育）認定の併願はできますか？	可能です。1号認定は利用希望施設、2号認定は子ども家庭課へ申込してください。ただし、利用決定後に、片方の申込を取り下げる必要があります。

■ 保育施設の利用継続について

NO.	質問	回答
1	現在保育施設等利用中の子どもがおり、下の子を出産予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？	原則、出生児童が満1歳に達する前日までは延長して利用が可能です。また、待機となり育児休業を延長した場合は、満1歳到達後も育児休業の延長期間内のみ継続利用ができ、出生児童が満1歳に達する前日時点で最終学年（5歳児）である児童の場合は、年度末までとなります。（P2参照）
2	小規模保育事業所または事業所内保育所の利用を考えていますが、卒園後（2歳児クラス終了後）はどうすればよいですか？	卒園する翌年度の申込時期に保育施設または幼稚園の入所申込が必要になります。 なお、小規模事業所等が提携している保育園・認定こども園への入園を希望される場合は、優先的に利用調整されます。
3	求職活動で認定を受けており、定期的な活動を行っていますが、期間内に決まらないかもしれません。再度延長はできますか？	求職活動をしている実績（面接結果等）を確認させていただき、延長可否の判断を行います。求人閲覧のみ行っている場合等、求職活動を行っていることが確認できない場合は退所となります。

■ 町外からの申込・町外施設の利用（広域利用）について

NO.	質問	回答
1	町外に居住している場合でも申込はできますか？	利用開始日まで大和町に転入される場合は申込できます。申込時点で転入先が明確にわかる書類（建物売買契約書等の写し等）の提出が必要です。（P6 参照）
2	町外の施設を利用することはできますか？	大和町と施設所在地市町村とで協議を行い、施設所在地市町村の許可があれば利用することができます。また、申込には町外施設を利用する明確な理由（保護者の就労先が施設所在地市町村にある等）が必要です。なお、申込先は大和町になりますが、空き状況や受付が可能であるか等、事前に希望施設の所在地市町村へ確認したうえで申込してください。（P15 参照）

■ 利用時間について

NO.	質問	回答
1	保育標準（短）時間の場合、仕事が早く終わる場合でも、11（8）時間保育施設を利用できますか？	利用できる時間は、最長 11（8）時間の範囲内で保護者の就労等により保育が必要な時間（通勤時間も考慮）となりますので、ご家庭でお子さんとお過ごし時間を大切にしてください。
2	保育短時間で利用しているのですが、勤務時間等が変更になったので、保育標準時間に変更することはできますか？	月間 120 時間以上の就労等（P29 参照）、保育標準時間の要件に該当することを確認できた場合は変更可能です。事前に利用施設または子ども家庭課へ、家庭状況等変更届及び新たな認定事由を証明する書類を提出してください。（P14 参照）
3	就労時間は 120 時間未満ですが、勤務地が遠く、お迎えが間に合いません。標準時間で利用することはできますか？	就労時間が 120 時間未満でも、勤務地が遠いことや、残業が恒常的であると認められる場合は、標準時間の利用することが可能です。
4	保育標準（短）時間と預かり保育の違いはなんですか？	保育標準（短）時間（保育認定）は年間通じて利用することが前提であることに対し、預かり保育（教育認定）は教育時間の前後に必要な日だけ利用することが可能です。 また利用料も保育認定は住民税額により決定されるのに対し、預かり保育は各施設が設定する金額となります。

■ 保育所等利用料について

NO.	質問	回答
1	現在 2 歳児クラスですが、3 歳になれば無償化の対象となりますか？	2 歳児クラスの間は無償化の対象となりません。3 歳児クラスに進級した年からは無償化の対象となります。
2	認定こども園を利用中ですが、子どもが 3 歳になり 1 号認定に変更した場合、無償化の対象となりますか？	2 号認定または 3 号認定から 1 号認定へ変更した場合、無償化の対象となります。
3	祖父母と同居していますが、保育所等利用料の算定に含まれますか？	算定に含まれる場合があります。（P8 参照）
4	保育所等利用料がいくらになるか知りたいのですが、電話で教えてもらえますか？	電話でお伝えすることはできません。本人確認ができるもの（個人番号（マイナンバー）カードや、運転免許証など）を持参のうえ、子ども家庭課までお越しください。 また、算定対象者（保護者）が来庁できない場合は、保育所等利用料の試算に関する委任状が必要です。大和町で課税されていない方については、市町村民税課税（非課税）証明書の写しを持参してください。

■ 認定変更について

NO.	質問	回答
1	認定こども園に 1 号認定で通っていますが預かり保育は利用できますか？	利用できます。受入人数や利用料等は施設により異なりますので、施設へ直接お問合せください。ただし、無償化の対象となるには、子育てのための施設等利用給付認定が必要です。（P 12 参照）
2	認定こども園に 1 号認定で通っていますが、就労先が決まったので 2 号認定に変更したいです。どのような手続きが必要ですか？	就労状況の変化等により、支給認定に変更の必要が生じた場合には、変更申込が必要です。保育を必要とする事由の確認書類等の提出が必要となりますので、ご利用中の施設を通して申込してください。（P14 参照）

8. 施設一覧

■大和町もみじヶ丘保育所

所在地	大和町もみじヶ丘三丁目 32 番地の 1	敷地面積	3,035.59 m ²
電話	022-358-8555	建物面積	979.34 m ²
F A X	022-358-8555	設置年月日	平成 5 年 4 月 1 日

1. 保育理念

生きる力を持った子どもを育てる

～共に育て、共に育つ～

2. 保育目標

- ・よく食べ、よく眠り、よく遊び、健康な心と体を養う
- ・自分の思いをのびのびと表現すると共に、人を思いやる心を育む
- ・自ら考え、自信をもって行動する力を養う
- ・豊かな体験を通して、感性と学びの芽を育む

3. 保育方針

- ・子どもに必要な健康で安全な生活リズムや習慣づくりを大切にします
- ・一人一人の成長と発達を大切にし、安心して生活できる環境をつくります
- ・十二分に体を使って遊び込める環境をつくります
- ・自分のやりたいことに向かって、自ら考え挑戦できる環境づくりを大切にします
- ・人と関わる力を育んでいけるよう、異年齢児や様々な人との関わりを深める機会をつくります
- ・保護者と共に子育てを行い、子どもの育ちや保護者を支援します
- ・食を営む力を育むために、豊かな食の体験を積み重ねます

4. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	たんぽぽ	すずらん	ちゅうりっぷ	さくら	ひまわり	ゆり

5. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:00	随時登所	随時登所
	あそび	あそび
9:30	おやつ	保育活動
	保育活動	↓
11:00	給食	↓
11:30	↓	給食
12:00	お昼寝	↓
13:00	↓	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
	↓	帰りの会
16:00	あそび	あそび
	随時降所	随時降所
19:00	閉所	閉所

【年間の主な行事】

月	行事内容
4 月	はじめの式・お花見会・健康診断（内科・歯科）
5 月	個人面談・親子遠足
6 月	保育参観・懇談会・プール開き
7 月	なつまつり・七夕会
9 月	プール納会
10 月	親子運動会・芋煮会・健康診断（内科・歯科）
11 月	芋掘り・やきいも会・保育参観
12 月	生活発表会・クリスマス会
2 月	豆まき会・保育参観・懇談会・子育て講座
3 月	ひな祭り会・お別れ会・修了式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■杜の丘保育園

所 在 地	大和町杜の丘一丁目 13 番地内	敷 地 面 積	7,071.05 m ²
電 話	022-347-4711	建 物 面 積	1,074.45 m ²
F A X	022-347-4713	設 置 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日

1. 保育方針

「こどもの人格を尊重し、こどものしあわせが自立した生活であることを信じ、ひとり立ち保育の方法をとる」

ひとり立ち保育とは、モンテッソーリ教育を基盤として考えられた、法人の考え方です。

こどもは生まれ持って自己を成長させようとする力が備わっています。その力を存分に発揮できるように、私たちはこどもが自ら成長しようとしている時期を見極め、適切な環境を用意して働きかけて行きます。こどもの姿を見ながら必要に応じて寄り添い、時には見守り、励ましの声をかけながら、こどもが達成感を感じて少しずつ成長していけるように保護者の方と共に支えます。

2. 保育目標

元気で明るく 自己主張ができ 思いやりがあり 意欲的で 感謝することのできる子どもを育てる

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	たんぽぽ	すずらん すいせん	こすもす	あさがお	あじさい	ひまわり

4. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:00	随時登園	随時登園
	自由あそび	自由あそび
9:30	朝の集まり	朝の集会
	おやつ	↓
10:00	保育活動	保育活動
11:00	給食	給食
12:30	お昼寝	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
15:30	帰りの準備	帰りの会
16:00	自由あそび	自由あそび
	随時降園	随時降園
18:00	延長保育	延長保育
	おやつ	おやつ
19:00	閉園	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4 月	入園式・内科健診・歯科検診
5 月	遠足
6 月	保育参観・懇談会
7 月	七夕会・プール開き
8 月	プール遊び
10 月	けんこうまつり（運動会）・内科健診・歯科検診
12 月	生活発表会・餅つき会
1 月	風揚げ週間
2 月	保育参観・節分（豆まき会）
3 月	ひなまつり会・お別れ会・卒園式・進級式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■たいわっこ保育園

所 在 地	大和町吉岡まほろば二丁目 2 番地の 4 (まほろばの里 たいわ内)	敷 地 面 積	9,973 m ²
電 話	022-779-7787	建 物 面 積	321.7 m ²
F A X	022-779-7786	設置年月日	平成 28 年 4 月 1 日

1. 保育方針

- ・「保育所保育指針」を基に、健やかな保育を目指す
- ・生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う

2. 保育目標

- ・子どもの発達についての的確に把握し、発達過程に応じた愛情ある保育をする
- ・子どもの一人一人の個性を大切にする
- ・健康な心と体を育てる
- ・安全、安心できる環境をつくる
- ・一人一人の子どもの心身の状態に応じた、栄養管理を行う
- ・色々な遊びを通じて、簡単なルールを身に付ける
- ・高齢者、地域の人々との触れ合いから、思いやりの気持ちを育てる
- ・保護者、家族との密接な連携を図る

3. クラス

年 齢	0 歳児	1・2 歳児
クラス名	たんぽぽ	ちゅうりっぷ

4. 保育・行事

【日課】

時間	0・1・2 歳児
7:00	随時登園
	自由あそび
9:30	おやつ
9:40	朝の会
10:00	保育活動
11:00	給食
12:30	お昼寝
15:00	おやつ
15:20	帰りの会
16:00	自由あそび
	随時降園
19:00	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4 月	はじめの式
5 月	さつまいもの苗植え・保育参観
6 月	歯科活動
7 月	元気祭り・七夕会・水遊び
8 月	水遊び
10 月	いも掘り・ハロウィン
12 月	クリスマス会
1 月	新年会・保育参観
2 月	豆まき会
3 月	おわかれ会
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
年 2 回	内科健診・歯科検診

■バイリンガル保育園吉岡

所 在 地	大和町吉岡字古館 67 番地	敷 地 面 積	350 m ²
電 話	022-341-1652	建 物 面 積	147.1 m ²
F A X	なし	設 置 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日

1. 保育方針

ACTIVE（元気）BRAVE（挑戦）CONSIDERATE（思いやり）
「一人ひとりの意欲や成長を大切にしたい保育」

2. 保育目標

園児と向き合いながら保育にあたり、保育時間内の外国人講師による英語あそびにより、日本語と英語の環境に触れ、双方の様々な文化的行事を体験し、豊かな感性と表現力を育て、明るく元気な自立した子どもの育成を目指す。

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児
クラス名	みかん	いちご	ばなな

4. 保育・行事

【日課】

時間	0・1・2 歳児
7:30	随時登園
9:20	おやつ
9:30	朝の会
	保育活動
	英語のレッスン
11:00	給食
12:00	お昼寝
15:30	おやつ
15:50	帰りの会
	自由遊び
	随時降園
18:30	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
5 月	端午の節句
6 月	保育参観
7 月	七夕会・夏祭り
8 月	すいか割り
9 月	ピクニック
10 月	ハロウィンパーティー・保育参観
11 月	おいもパーティー
12 月	クリスマス会
2 月	豆まき会
3 月	ひな祭り会・お別れ会
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
年 2 回	内科健診・歯科検診

■ バイリンガル保育園杜の丘

所 在 地	大和町杜の丘一丁目 11 番地の 6	敷 地 面 積	456.71 m ²
電 話	022-779-6107	建 物 面 積	126.75 m ²
F A X	022-779-6107	設 置 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日

1. 保育方針

ACTIVE（元気）BRAVE（挑戦）CONSIDERATE（思いやり）

「一人ひとりの意欲や成長を大切にしたいあたたかい保育」

2. 保育目標

園児と向き合いながら保育にあたり、保育時間内の外国人講師による英語あそびにより、日本語と英語の環境に触れ、双方の様々な文化的行事を体験し、豊かな感性と表現力を育て、明るく元気な自立した子どもの育成を目指す。

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児
クラス名	さくら	たんぽぽ	ちゅうりっぷ

4. 保育・行事

【日課】

時間	0・1・2 歳児
7:30	随時登園
9:30	おやつ
9:50	朝の会
	保育活動
	英語のレッスン
11:00	給食
12:00	お昼寝
15:20	おやつ
16:00	帰りの会
	自由遊び
	随時降園
18:30	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4 月	お花見パーティー
5 月	遠足ごっこ
6 月	内科健診・歯科検診
7 月	七夕パーティー
8 月	すいか割りパーティー
9 月	芋煮会・保育参観
10 月	ハロウィンパーティー
11 月	内科健診・おもちゃパーティー
12 月	クリスマスパーティー
1 月	保育参観
2 月	豆まきパーティー
3 月	ひな祭りパーティー・お別れパーティー
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■菜の花こども園

所在地	大和町吉岡字館下 38 番地	敷地面積	3,099.76 m ²
電話	022-739-9056	建物面積	921.66 m ²
F A X	022-345-1230	設置年月日	平成 23 年 4 月 1 日

1. 教育理念

- ①きちんとする、じゆうにする ②からだも、こころも、じょうぶに
 ③話しあえる、きもちを表現できる ④もりで、ふしぎにであう

2. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	ふたば	つぼみ	もも	すみれ	たんぽぽ	ひまわり

3. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:00	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	↓
9:30	朝の会	朝の会
10:00	保育活動	保育活動
11:30	給食	↓
12:00	↓	給食
12:30	お昼寝	↓
13:00	↓	お昼寝
15:15	おやつ	おやつ
	帰りの会	帰りの会
16:00	あそび	あそび
	随時降園	随時降園
19:00	閉園	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4 月	入園式・羊の毛刈り
5 月	さつまいもの苗植え・個人面談・ 田植え・健康診断（内科・歯科）
6 月	保育参観・園外保育
7 月	サマーデイズフェスティバル・七夕会
9 月	運動会
10 月	いも掘り・やきいも大会・稲刈り・ ハロウィンパーティー・ 健康診断（内科・歯科）
11 月	姉妹園との交流保育
12 月	クリスマス発表会
1 月	餅つき大会・個人面談
2 月	保育参観・作品展・お店やさんごっこ
3 月	お別れ会・お別れ遠足・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■大和すぎのこども園

所 在 地	大和町吉岡字町裏 16 番地	敷 地 面 積	4,044.53 m ²
電 話	022-344-0031	建 物 面 積	1,091.52 m ²
F A X	022-344-0032	設 置 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日

1. 教育・保育の基本方針

「豊かな愛情」「最もふさわしい生活の場」
「保護者との協力」「地域の子育て支援」

2. 教育・保育目標

- ・心身ともにたくましい子ども
- ・意欲を持って遊び、学べる子ども
- ・友だちの気持ちを考え、理解し、受け止められる子ども
- ・豊かな感性と創造力で表現できる子ども
- ・楽しい仲間づくりができる子ども
- ・自分の考えをしっかりと伝えることができる子ども

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	あひる ねこ	うさぎ しまうま	くま	らいおん	ぞ う	きりん

4. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:15	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:30	おやつ	朝の集まり
10:00	保育活動	保育活動
11:00	給食	↓
11:15	↓	給食
12:00	お昼寝	↓
12:30	↓	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
16:00	あそび	帰りの会
	↓	あそび
	随時降園	随時降園
19:15	閉園	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4 月	入園式・健康診断（内科・歯科）
5 月	こどもの日会
6 月	プール開き・保育参観・懇談会
7 月	七夕会・夏祭り
9 月	プール納会
10 月	運動会・収穫祭・健康診断（内科・歯科）
12 月	発表会・もちつき会・クリスマス会
2 月	豆まき会・保育参観・懇談会
3 月	ひな祭り会・お別れ会・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■すみれの花こども園

所在地	大和町吉岡まほろば一丁目5番地の25	敷地面積	2,990.31 m ²
電話	022-739-7263	建物面積	834.72 m ²
FAX	022-739-7264	設置年月日	平成31年4月1日

1. 教育理念

- ①きちんとする、じゆうにする ②からだも、こころも、じょうぶに
 ③話しあえる、きもちを表現できる ④もりで、ふしぎにであう

2. クラス

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	まつぼっくり	いちよう	かえで	うめ	ふじ	つばき

3. 保育・行事

【日課】

時間	3歳未満児	3歳以上児
7:00	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	↓
9:30	朝の会	朝の会
10:00	保育活動	保育活動
11:30	給食	↓
12:00	↓	給食
12:30	お昼寝	↓
13:00	↓	お昼寝
15:15	おやつ	おやつ
	帰りの会	帰りの会
16:00	あそび	あそび
	随時降園	随時降園
19:00	閉園	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4月	入園式・羊の毛刈り
5月	さつまいもの苗植え・個人面談・田植え
6月	保育参観・園外保育・健康診断（内科・歯科）
7月	サマーデifestiバル・七夕会
9月	運動会
10月	いも掘り・やきいも大会・稲刈り・ハロウィンパーティー・健康診断（内科・歯科）
11月	姉妹園との交流保育
12月	クリスマス発表会
1月	餅つき大会・個人面談
2月	保育参観・お店やさんごっこ
3月	お別れ会・お別れ遠足・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■みやの森こども園

所在地	大和町宮床字松倉 91 番地	敷地面積	49,907.99 m ²
電話	022-346-2329	建物面積	2,618.51 m ²
FAX	022-346-2267	設置年月日	平成3年4月1日

1. 教育理念

- ・ どうしてだろうと、不思議に思う
- ・ 観察して、手がかりをつかむ
- ・ 自分だけの言葉や絵で、表現する
- ・ だれかをおもいやって、やさしくする

2. 教育方針

- ・ 自然とのふれあいを通して思いやりややさしさを育てる
- ・ ひとりひとりを大切に個性を育てる
- ・ 明るく元気に挨拶できる子どもを育てる

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	どんぐり	はっぱ あさがお	すずらん	とんぼ	でんでん てんとうむし ちょうちょ	すずめ きつつき ふくろう	うさぎ りす ももんが

4. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:15	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	↓
9:30	朝の会	↓
10:00	保育活動	朝の会
	↓	保育活動
11:30	給食	↓
12:00	↓	給食
12:30	お昼寝	↓
13:00	↓	帰りの会
15:15	おやつ	おやつ
	帰りの会	↓
16:00	あそび	あそび
	随時降園	随時降園
19:15	閉園	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4 月	入園式・羊の毛刈り
5 月	さつまいもの苗植え・個人面談・田植え
6 月	保育参観
7 月	サマーデイキャンプ・みどりの森コンサート
9 月	祖父母参観
10 月	運動会・いも掘り・やきいも大会・稲刈り・作品展
11 月	自由保育参観
12 月	クリスマスお遊戯会・おにぎり作り
1 月	餅つき大会・個人面談・陶芸教室
2 月	豆まき
3 月	お別れ会・ひなまつり・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
年 2 回	健康診断（内科・歯科）

■もみじが丘幼稚園

所在地	大和町もみじヶ丘二丁目2番地の2	敷地面積	4,162 m ²
電話	022-358-1414	建物面積	1,146 m ²
FAX	022-358-1414	設置年月日	平成4年4月1日

1. 教育方針

本園は、キリスト教の精神に基づく人格教育と、調和的発達を目指す全人教育を理念とし、平和の礎となる「愛のある子ども」を育てる。

2. 教育目標

「健康な子ども」	基本的生活習慣を身に付け、健全な心身を持ち、自ら見通しを持って考え、自信を持って行動しようとする子ども
「主体性のある子ども」	様々な事象に興味・関心を抱き、豊かな感性・創造性・思考力を持って自ら積極的に関わろうとする子ども
「協調性のある子ども」	様々な人と関わる中で人の愛情や信頼を感じ、人の思いやりや考えに気づき、より良い関係を築こうとする子ども

3. クラス

年齢	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	もも	ちゅうりっぷたんぽぽ	ひまわり	ばら

4. 保育・行事

【日課】

時間	満3・3・4・5歳児
7:30	随時登園
9:00	着替え
	自由遊び
10:00	朝の会
	クラス活動
12:00	昼食
13:00	自由遊び
13:30	着替え
	帰りの会
14:40	お昼寝
15:40	おやつ
16:00	外遊び
	随時降園
18:30	閉園

【年間の主な行事】

月	行事内容
4月	入園式
5月	親子遠足・園外保育
6月	花の日礼拝
7月	年長組キャンプ
9月	運動会
10月	いも掘り・お店屋さんごっこ
11月	収穫感謝祭
12月	クリスマス会
1月	年長組そりすべり
2月	もちつき・うたのかい
3月	卒園式
毎月	誕生会
	健康診断（内科・歯科）・身体測定・避難訓練

大和町保育所等利用調整基準

1. 利用優先順位に関する基準指数

父母が児童を保育できない状況を、その内容に応じて指数化したもの。児童の父母それぞれにつき 10 点を上限（父母合計で 20 点が上限）。

区 分	事 由	保護者の状況等		基準 指数	保育の必要量
		類 型	細 目		
第 1 号	就 労 ※月 64 時間以上	居宅外就労 自営業中心者	1 か月 160 時間以上	10	保育標準時間
			1 か月 140 時間以上	9	
			1 か月 120 時間以上	8	
			1 か月 100 時間以上	7	保育短時間
			1 か月 80 時間以上	6	
			1 か月 64 時間以上	5	
		居宅内就労 自営業協力者 ※父母が同じ自営業の場合 は、一人を協力者とするもの	1 か月 160 時間以上	8	保育標準時間
			1 か月 140 時間以上	7	
			1 か月 120 時間以上	6	
			1 か月 100 時間以上	5	保育短時間
			1 か月 80 時間以上	4	
			1 か月 64 時間以上	3	
第 2 号	出産等	妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後の場合	10	保育標準時間
第 3 号	疾病・負傷・ 障害等	入院	1 か月以上	10	保育標準時間
			2 週間を超え 1 か月未満	8	
		自宅療養	週 4 日以上通院が必要な場合	6	
			常時病臥・感染症等	10	
			上記以外で日常生活に著しく支障があり介助が必要な場合	8	
			一般療養（制限はあるが身の回りのことは自分でできる場合）	4	保育短時間
		障害	身体手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神手帳 1 級	10	保育標準時間
			身体手帳 3 級、療育手帳 B、精神手帳 2 級	7	保育短時間
			上記以外で必要と思われるもの	4	
第 4 号	介護・看護 ※月 64 時間以上	通院・通所・ 入院の付添い （別居親族も同様）	1 か月 160 時間以上	10	保育標準時間
			1 か月 140 時間以上	9	
			1 か月 120 時間以上	8	
			1 か月 100 時間以上	7	保育短時間
			1 か月 80 時間以上	6	
			1 か月 64 時間以上	5	
		自宅介護・看護 （別居親族も同様）	介護を要する 要介護 4 以上、身体手帳 2 級以上、療育手帳 A、精神手帳 1 級	10	保育標準時間
			介護を要する 要介護 3 程度、身体手帳 3 級、療育手帳 B、精神手帳 2 級	7	
			上記以外で必要と思われるもの	4	保育短時間
第 5 号	災害復旧	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害復旧のため保育ができない場合 ※基準指数は第 1 号の細目の基準に基づくもの	3～10	保育短時間
第 6 号	求職活動	求職活動	求職活動を継続的に行なっている場合（起業の準備も含む）	3	保育短時間
第 7 号	就学・ 職業訓練等 ※月 64 時間以上	学校・職業訓練校等への 通学	1 か月 160 時間以上	9	保育標準時間
			1 か月 140 時間以上	8	
			1 か月 120 時間以上	7	
			1 か月 100 時間以上	6	保育短時間
			1 か月 80 時間以上	5	
			1 か月 64 時間以上	4	
第 8 号	虐待・DV	虐待・DV ※公の機関に相談等をし、適当と 認められた場合	虐待・DV が認められる場合（緊急度：高）	10	保育標準時間
			虐待・DV が認められる場合（緊急度：中）	9	
			虐待・DV が認められる場合（緊急度：低）	8	
第 9 号	町認定	養育支援 ※虐待・DV 以外の社会的養護 ※公の機関に相談等をし、適当と 認められた場合	支援度（高）	10	保育標準時間
			支援度（中）	9	
			支援度（低）	8	
		親不在	死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10	保育標準時間
		その他	前各号掲げるもの以外で保育が必要と認められる場合（保育の必要性高）	8～10	保育標準時間
			前各号掲げるもの以外で保育が必要と認められる場合（保育の必要性低）	3～7	保育短時間

2. 児童及び世帯に対する調整指数

児童及び家庭の状況に応じ、基準指数に加算・減算するもの。

区分	調整項目			調整指数
児童調整	児童自身特殊事情	児童の心身に障がい等があり加配保育士の配置が認められた場合	1:1 加配	+ 5
			2:1 加配	+ 3
			3:1 加配	+ 1
		その他必要と認めた場合	上記に準ずる	+ 1 ~ + 5
	待機児童登録	前年度以前より利用申込をしているが、入所保留となり待機児童として町に登録がある者 ※利用決定後の辞退者を除く	待機年数 1 年毎に右記指数を加算	+1
	きょうだい同時申込	当該年度の利用申込時にきょうだいが同時に申込をした場合	児童 1 名毎に右記指数を加算	+ 1
	きょうだい入所	既に保育所等を利用しているきょうだいがいる場合	児童 1 名毎に右記指数を加算	+ 2
	転園希望	異なる保育所等を利用しているきょうだいが、双方の保育所等へ転園希望をした場合		+ 3
	連携特例	3 歳未満児専用保育所等を卒園予定で連携施設での施設利用が困難な場合		+ 3
	認可外保育施設利用	認可外保育施設を月極契約して利用している児童の場合（事業主が従業員のために設置している保育施設の従業員枠の利用児童を除く）		+ 2
	期限内申込	当該年度の利用申込提出期限内に申込があった場合		+ 1
	利用希望日	当該年度 6 月以降の利用希望日の場合	1 か月毎に右記指数を減算	- 1
	その他	上記以外で特に認められる事項		- 10 ~ + 10
世帯調整	生活保護世帯	生活保護世帯の場合		+ 3
	特別支援世帯	虐待・DV・養育支援等の特別支援が必要な世帯の場合		+ 3
	父母不存在世帯	両親のいずれも監護していない場合		+ 3
	ひとり親世帯（同居なし）	ひとり親（母子家庭・父子家庭）世帯で祖父母等の同居がない場合		+ 3
	ひとり親世帯（同居あり）	ひとり親（母子家庭・父子家庭）世帯で祖父母等の同居がある場合		+ 2
	単身赴任世帯（同居なし）	父母のいずれかが単身赴任している世帯で祖父母等の同居がない場合		+ 2
	単身赴任世帯（同居あり）	父母のいずれかが単身赴任している世帯で祖父母等の同居がある場合		+ 1
	多子世帯の児童	第 3 子以降の児童の申込の場合		+2
	保育士世帯の児童	児童の保護者が保育士等として町内施設に勤務している場合		+ 5
		児童の保護者が保育士等として町外施設に勤務している場合		+2
	産休・育休明け世帯	産休・育休明けで利用申込をした場合（産休・育休明け後 6 か月以内に限り）		+2
	祖父母等支援（同居等）	65 歳未満の祖父母等の親族又はその他の者と同居（同一敷地内含む）している場合 ※支援者 1 名につき右記指数を減点		- 2
	祖父母等支援（30 分以内）	保育の支援が必要な際、30 分以内に祖父母等の支援が可能な場合 ※支援者 1 名につき右記指数を減点する		- 1
	滞納者	保育所等利用料に滞納がある世帯 ※特別な事情がある場合を除く		- 20
	その他	上記以外で特に認められる事項		- 10 ~ + 10

3. 指数が同点の場合の利用調整順位

基準指数と調整指数の合計指数が同点の場合に、優先順位を判定するための基準。

優先順位	内容	調整指数
1	大和町に住所がある者	+16
2	基準指数の合計が高い者	+15
3	保育の必要量が「保育標準時間認定」の者	+14
4	指数の減点がない者	+13
5	区分の優先順位が高い者 【優先順位】 ①第 10 号:町認定（親不在・養育支援等）	
	②第 8 号:虐待・DV	+12
	③第 5 号:災害復旧	+11
	④第 3 号:疾病・負傷・障害等	+10
	⑤第 2 号:出産等	+9
	⑥第 1 号:就労（居宅外就労・自営業中心者）	+8
	⑦第 4 号:介護・看護	+7
	⑧第 7 号:就学・職業訓練等	+6
	⑨第 1 号:就労（居宅内就労・自営業協力者）	+5
	⑩第 6 号:求職活動	+4
	※保護者の利用優先順位区分を以下のいずれか低い方で判定するもの。	+3
6	利用希望月が早い者	+2
7	世帯の状況:保育所等利用料を算定する際の市町村民税所得割額の低い順	+1

9.大和町病児・病後児保育施設のご案内

お子さんが病氣中または病氣の回復期であって、安静が必要なときや集団保育ができないときに、各施設でお預かりします。詳しくは各施設にお問合せください。

名称	住所	対象児童	利用料
大和町病後児保育室 TEL:022-344-7505	大和町吉田字北谷地 1 番地の 1 (公立黒川病院駐車場内)	1 歳～小学 6 年生までで、病氣の回復期にあるお子さん	1 日 2,000 円

利用方法

①事前登録（感染症対策のため、必ず事前に電話連絡の上お越しください。）

事前登録は、大和町病後児保育室で行います。下記の書類を提出してください。お子さんの既往歴等を伺います。

- ・大和町病後児保育施設利用登録届 ・お子さんの個人番号（マイナンバー）カードまたは資格確認書の写し
- ・乳幼児医療費助成受給者証の写し ・母子健康手帳の予防接種欄の写し
- ・大和町外に居住し、大和町内の事業所に勤務する場合は、確認できるものの写し(富谷市・大郷町・大衡村に居住している場合は提出不要)

②かかりつけ医の診察・空き状況の確認

かかりつけ医を受診し、「大和町病後児保育施設利用連絡票」の作成を依頼してください。

大和町病後児保育室へ電話をして空き状況をご確認ください。

※利用する場合は、**原則として利用日の前日までに申請が必要**です。

③利用申請

利用日の前日までに、大和町病後児保育室へ下記の書類を提出し、利用料をお支払いください。

- ・大和町病後児保育施設利用申請書
- ・かかりつけ医から発行された、病児・病後児保育施設利用連絡票
- ・母子健康手帳の持参 ・お子さんの個人番号（マイナンバー）カードまたは資格確認書の持参

名称	住所	対象児童	利用料
宮城県済生会 こどもケアルーム TEL:022-351-5120	富谷市成田八丁目 4 番地 6 (宮城県済生会みやぎ乳児院内)	生後 6 か月～小学 6 年生までで、病氣中または病氣の回復期にあるお子さん	1 日 2,000 円

利用方法

①事前登録（感染症対策のため、必ず事前に電話連絡の上お越しください。）

事前登録は、宮城県済生会こどもケアルームで行います。下記の書類を提出してください。お子さんの既往歴等を伺います。

- ・病児・病後児保育利用登録届 ・お子さんの個人番号（マイナンバー）カードまたは資格確認書の写し
- ・乳幼児医療費助成受給者証の写し ・母子健康手帳の予防接種欄の写し

②かかりつけ医の診察・空き状況の確認

かかりつけ医を受診し、「病児・病後児保育利用連絡票」の作成を依頼してください。

宮城県済生会こどもケアルームへ電話をして空き状況をご確認ください。

※利用する場合は、**原則として利用日の前日までに申請が必要**です。

③利用申請

利用日の前日までに、宮城県済生会こどもケアルームへ下記の書類を提出し、利用料をお支払いください。

- ・病児・病後児保育利用申請書
- ・かかりつけ医から発行された、病児・病後児保育施設利用連絡票
- ・母子健康手帳の持参 ・お子さんの個人番号（マイナンバー）カードまたは資格確認書の持参